議案第85号

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部を次のように 改正する。

令和5年12月11日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「1年6月」を「2年6月」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「次項第1号の規定」を「次項の規定及び附則第5項の規定(北本市保健センター等設置及び管理条例(昭和53年条例第33号)附則第1項の改正規定及び同条例附則に2項を加える改正規定に限る。)」に改め、同号を同項第2号とし、附則第5項中「(昭和53年条例第33号)」を削り、同項のうち、北本市保健センター等設置及び管理条例(昭和53年条例第33号)の改正規定に次のように加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(北本市保健センターの移転に係る管理の特例)

2 令和7年4月1日から北本市栄市民活動交流センター設置及び管

理条例(令和5年条例第8号)の施行の日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第4条から第11条まで及び第13条の規定は、適用しない。

(特例期間における技術的読替え)

3 特例期間における第12条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、センターの管理上必要と認めるときは」と、同条中「指定管理者又はセンターの利用者」とあるのは「センターの利用者」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。